

福島県による大槻原開墾



旧福島県と県令安場保和

明治5年(1872)6月2日に安場保和が福島県権令として着任した。(同年10月に県令に昇任)当時の福島県は、現在の県域が若松県(会津地方)、磐前県(浜通り地方)、福島県(中通り地方)の3県に分かれていた。旧福島県のうち、北部の信達地方(信夫・伊達)は養蚕が盛んだったが、南部は馬産以外に有益な産業がなく、未開の地が広がっていると見られていた。また、戊辰戦争に敗れた旧二本松藩士族の生活の安定も課題の一つであった。

安場保和は、岩倉具視が全権大使を務める欧米派遣使節団の一員として、渡米している。使節団は、明治4年(1871)11月12日に横浜港を出港した。安場は理財収税事務の取調を命じられていたが、任務途中で「言語文字不通」のため取調が行き届かないとして、任務の免除を願い出て帰国した。アメリカの開拓状況を実見した安場が、帰国後に着任したのが福島県であった。



旧福島県図
立岩家文書 郡山市歴史資料館蔵
三県統合以前の旧福島県を描いたもの。

安積開拓の原点—大槻原開墾

明治5年9月20日に旧米沢藩士族の中條政恒が福島県典事として採用された。中條は、藩士時代から北海道開拓を志し上申していたが実現せず、福島県での開拓を志し福島県への奉職を決めた。安場県令は、中條に開拓事業を委任した。

福島県は、明治5年10月10日付けで大蔵大輔井上馨宛てに「開拓費御下渡願書」を提出した。大槻原開墾事業の利益と資金貸与について稟請したものである。同月20日に陸奥宗光租税頭より「書面之趣ハ開拓方法等取調猶可申立事」との指令が出された。

福島県が開墾地としたのは、大槻原(現在の開成山一帯)である。大槻原は、富田、郡山、小原田、大槻村の入会地で、かつては二本松藩の狩猟場でもあった。入会地とは、各村共同で利用する土地で、肥料にする草や牛馬の飼料、燃料の薪などを採集した。度々隣村との境界争いが起こった。

福島県は、大槻原開墾事業の準備を始めた。明治5年12月に安積郡取締本田治直が戸長等を集め、大槻原開墾への入植者を募った。開拓掛に任命され、大槻原在勤を命じられた中條政恒、権少属石井貞廉、加藤邦憲、安藤政輝は明治6年(1873)3月5日に大槻原へ出張し、現地調査を開始した。



安場 保和

出典:国立国会図書館「近代日本人の肖像」
(<https://www.ndl.go.jp/portrait/>)
旧熊本藩士。福島県令の後、愛知県令となり、明治用水を整備する。



中條 政恒

旧米沢藩士。作家・宮本百合子の祖父。

開拓費御下渡願書
当県治下之儀、兼テ申上置候通、四方ニ平原曠野多ク、造化生々ノ氣屈シテイマタ仲兼候モノ、蓋十之三、四ニ居可申候、皆是従前治体姑息ニ涉リ、所謂私領、飛地、或ハ代官、手代ナル者ヲ以、犬牙交錯相治置候ユヘ、自然協同ノ力不相生、又任シテ治功ヲ擴張スル者無之故ニ御座候、就中、安積郡大槻原ノ如キ、郡山駅ノ裏面ヨリ直ニ那須嶽ニ接シ、茫茫數里ノ平蕪、土性沃饒、墾シテ良田ト成シ、數万畝ヲ可得候、溝洫灌溉注ノ便ヲ開候ヘトモ、信達河郡ニ模擬シ(河郡ノ民蚕桑ヲ業トシ、五、六月ノ間僅ニ五、六十日ノ辛勤ヲ以所生ノ利大凡三百万円ニ下ラス、皆是満郊ノ桑林島地ヨリ相生シ申候)桑林野ニ昌ハ爾糸屋ニ充テ候ハ、實ニ開明富庶ノ一美壤ト相成可申、決シテ打棄可置場所ニ無之候、尤モ其事不容易候ヘトモ、追々精力ヲ注キ、合併元藩之貫属并遠近行余ノ民ヲ誘聚シ、或ハ四隣ノ県ト申合セ、其治内ノ貫属等ヲ招来シ、勉テ人民ヲ繁殖仕候ハ、數年後、贊成ノ功ヲ奏スルヤ必然無疑候、特リ恨ム処ハ、財本生セス逡巡シテ時日ヲ消磨スルノミニ御座候、依之、条款例則ノ如キハ不遺精密取調差出可申、右方法御検査ノ上、御差支無之候ハ、至急為試夫々手配致度候ニ付、開拓財本トシテ差向金七千円御下渡被成下度、左候得ハ、不取敢殖民墾土ノ基ヲ肇造シ、遂ニ微ヨリ大ニ至リ、一際御趣意相貫候様可仕候、緩急臨時、尚又願上候哉モ難測候ヘトモ何卒非常ノ御特評ヲ以前述願意御聞届被成下度與々奉仰候以上
明治五年十月十日
福島県典事 山吉盛典
福島県令 安場保和
大蔵大輔井上馨殿

開拓費御下渡願書

「福島県史 政治部 県治(明治元—5年)」『福島県史料』(国立公文書館蔵)より抜粋
読点「、」を加えた。原文細字2行の箇所を()内1行とした。



開拓の心碑

昭和62年(1987)6月に郡山西ロータリークラブの創立十周年を記念して建立された碑。
開成山公園(郡山市開成)内に建立されている。